

	室名	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後5時から午後10時まで
1階	サロン	1, 100	1, 320	1, 320
	ミーティングルーム	1, 100	1, 320	1, 320
	多目的スペース	1, 980	2, 310	2, 310
	地域コミュニティスペース	1, 980	2, 310	2, 310
	地域活動室①、②	1, 650	1, 980	1, 980
	調理実習室	1, 480	1, 590	1, 590
	1階全室	7, 370	8, 550	8, 550
2階	研修室①、②、③、④、⑤、⑥	1, 650	1, 980	1, 980
	ミーティングルーム	1, 100	1, 320	1, 320
	2階全室	9, 900	11, 880	11, 880
全館		17, 270	20, 430	20, 430
体育館	スポーツ利用(児童・生徒)	550	550	550
	スポーツ利用(一般)	1, 100	1, 100	1, 100
	スポーツ利用(有料事業)	3, 300	3, 300	3, 300
	スポーツ以外の利用(児童・生徒)	550	550	550
	スポーツ以外の利用(一般)	4, 400	4, 400	4, 400
	スポーツ以外の利用(有料事業)	11, 000	11, 000	11, 000

備考

- 1 冷暖房の使用は、この表の金額の5割増とする。
- 2 ストーブの利用料は、300円とする。
- 3 1階全室及び全館利用については、サロン、地域活動室②を除く。
- 4 コピー1枚につき10円、カラーコピー1枚につき100円を実費として徴収する。
- 5 調理室の使用でガスなどを使用した際は、正規の使用料の2割を光熱水費の実費として徴収する。
- 6 体育館以外の施設を営業行為又は宣伝を目的とする商業活動のため使用する場合及び入場料を徴収する場合は、この表の金額の10割増とする。
- 7 体育館の欄の有料事業とは、入場料を徴収する事業をいう。
- 8 使用料の計算時に出る10円未満の端数は、切り捨てる。
- 9 使用料の額には、消費税及び地方消費税相当額を含む。